

## 大ホール使用者の遵守事項

令和6年3月29日制定

千葉県千葉リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)の大ホールを使用する者は、次に掲げる事項を遵守してください。

1. 大ホール以外（トイレ等を除く。）のセンター施設又は敷地には立ち入らないでください。
2. 大ホール内は土足厳禁ですので床に砂等をあげたり、傷をつけたりしないようにしてください。
3. 大ホール内において、器具等を運搬するときは取扱いに気をつけ、床・建物等を傷つけないよう十分に注意してください。
4. 大ホール内に雨傘を持ち込まないでください。
5. 大ホール内の器具、備品等を使用するときは、必ず事前に申請し許可を受け、使用後は器具等を元の状態に戻しておいてください。なお、大ホール内には特別な設備は設けないでください。
6. 使用するときは、許可された使用時間を必ず守ってください（後片付けは使用時間に含まれます。）。
7. 体育館用シューズを必ず使用し、大ホール入口で履き替えてください。
8. 更衣室やシャワー設備はございませんので、事前に着替などをお願いいたします。
9. 大ホール内及びセンター敷地内は、全面禁煙です。
10. 大ホール内及びセンター敷地内は、マスクを着用してください。
11. 大ホール内では、運動による水分補給以外は、飲食禁止です。なお、ゴミは各自が持ち帰るようにしてください。
12. 大ホール内では、水及び火気を使用しないでください。
13. 大ホールの使用は、自己責任となります。センターは、使用者が大ホールを使用中に事故等（自己の過失による負傷、死亡など）により損害を被ったときは、センターの責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
14. 万一、使用者が建物及び備え付け備品を亡失し、又は棄損したときは、直ちに防災センター内線 1 1 0（又は総務部 P H S 7 7 3）へ届け出て、責任をもって原状に回復又はその損害を賠償していただきます。
15. 大ホール使用後の後片付け、戸締まりについては、使用者全員で行ってください。  
なお、場内へ持ち込んだものは使用者が必ず持ち帰ってください。
16. 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品の持ち込み、ペットなどの同伴はしないでください。
17. 車両は、原則として外来駐車場に駐車してください。
18. 災害等が発生した場合、センターの指示に従って行動してください。
19. 上記以外の事項については、使用者は、その都度、センター長の指示に従っていただきます。不明な点がある場合は、防災センター内線 1 1 0（又は総務部 P H S 7 7 3）に連絡してください。
20. 使用者が、上記事項を違反又は厳守しなかった場合には退室していただき、次回からの使用を許可しないものとします。